

令和元年6月12日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03548

研究課題名（和文）相続代替制度の国際的側面に関する抵触法的検討

研究課題名（英文）Reflections on Conflict-of-Laws Issues with Regard to International Aspects of Succession Substitutes

研究代表者

横溝 大（YOKOMIZO, Dai）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：00293332

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、各国において多様化する、個人の死亡時における相続以外の財産移転方法（「相続代替制度」）について、民法・抵触法（国際私法）・租税法の観点から検討したものである。

民法の観点からは、フランス法と対比しつつ、日本における相続代替制度の態様と制約について検討した。また、抵触法の観点からは、特別規則の必要性について、また、信託について検討した。さらに、租税法上は、当事者自治と税制の中立性の観点から取扱いを考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、今後益々その利用可能性が問題となって来るであろう相続代替制度やestate planningについて生じ得る抵触法上の問題を正面から考察した我が国最初の本格的な研究であり、その理論的・実務的意義は大きい。学術上は、この問題に関する民法・抵触法・租税法上の議論の呼び水になると共に、社会的には、現行法の下で何処まで相続代替制度が利用可能で何処から利用出来ないかを明確にした点に意義がある。

研究成果の概要（英文）：The present research examined means for the transfer of assets at the moment of death other than succession (succession substitutes) from the viewpoint of civil law, conflict of laws (private international law), and tax law.

From the viewpoint of civil law, we examined the modes and limitations of succession substitutes in Japan. As for conflict-of-laws issues, we reflected, in particular, on the necessity of a special choice-of-law rule relating to succession substitutes, and dealt with trust as an example of succession substitutes. Finally, with regard to tax law, we reflected on this issue from viewpoint of party autonomy and the neutrality of taxation.

研究分野：国際私法

キーワード：相続代替 遺言代用 抵触法 比較法 租税法 国際私法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 今日の社会では、貯蓄パターンの変化に伴い、個人の死亡時における相続以外の財産移転方法(以下「相続代替制度」とする)が各国において多様化している。生命保険や個人年金における受益者の指定、生存者間信託、ジョイント・テナンシーやトンチン年金等がその代表例であり、これらの制度は、弁護士・公証人に関する費用の軽減、換金の容易性、秘密性、相続税の軽減等様々な理由から利用される。また、同性カップルの増加や直系血族以外の人的繋がり的重要性の高まりといった、相続法がこれまで必ずしも想定して来なかった家族のあり方の多様化も、相続代替制度の重要性を高めている。近時では、とりわけ情報通信手段の発達により、個人が複数国に資産を保有したり、外国の相続代替制度を利用したりする事例が増加しており、今後、我が国も含め、これらの制度の受益者と相続人との間で国際民事紛争の益々の増加が予想された(ジョイント・アカウント制度を利用しハワイの銀行に開設された銀行口座を巡る相続の争いが問題となった近時の事例として、東京地判平成 26 年 7 月 8 日 LEX/DB 25520554)。

相続代替制度の利用を巡る国際的紛争を予防・解決するためには、当該制度の有効性や第三者に対する効力等、関連する法的諸問題に関する準拠法選択が適切且つ明確になされる必要がある。だが、相続代替制度は、相続や遺言と同様・類似の機能を果たすものの、契約や信託等の法律構成を採るのが通常であることから、相続代替制度の準拠法に関する各国での取扱い、今のところ統一されているとは到底言えない状況にあり、とりわけ個々の問題に関する性質決定を巡り対立している。そこで、様々な相続代替制度を類型化した上で、各々につき、適切な性質決定に基づく準拠法選択を、解釈論上も立法論上も提言する必要がある。

(2) 我が国では、相続に関する準拠法選択規則の適用範囲は従来一般的に論じられることが多く、性質決定については、不動産に関する処分権(最判平成 6 年 3 月 8 日民集 48 卷 3 号 835 頁)や損害賠償請求債務の相続可能性(大阪地判昭和 62 年 2 月 27 日判タ 639 号 232 頁)等を巡って論じられて来たものの、相続代替制度に関する準拠法については、これまで研究されたことがなかった。

これに対し、国外においては、とりわけ英米法系において裁判例の蓄積もあり(例えば、生存者間信託につきフランス法と NY 州法との何れが準拠法になるかが問題となった事例として、*Matter of Meyer*, 2009 NY Slip Op. 01932) 幾つかの相続代替制度に関しては、その国際的側面について扱った研究もあった(例として、D. Henlich, “Die Anknüpfung von Spar- und Depotverträgen zugunsten Dritter auf den Todesfall” in B. Pfister and M. R. Wills (eds.), *Festschrift für Werner Lorenz zum Siebzigen Geburtstag* (Tübingen, Mohr, 1991), p. 379; A. Bonomi, “Successions internationales: conflits de lois et de juridictions”, *Recueil des cours*, Vol. 350 (2010), pp. 75 et seq.)。だが、相続代替制度の国際的側面を包括的に扱った研究は、未だ殆ど存在していなかった(唯一の例外として、J. Talpis, “Succession Substitutes”, *Recueil des cours*, Vol. 356 (2011), p. 9)。

このように、相続代替制度の国際的側面に関する法的研究は、その重要性にも拘らず、国内・国外共に未だ十分に進められているとは言い難く、喫緊の課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、各国において多様化する、個人の死亡時における相続以外の財産移転方法(「相続代替制度」)の利用を巡る国際的紛争を予防・解決するため、様々な相続代替制度を類型化した上で、各々につき適切な性質決定に基づく準拠法選択を提言することを目的とした。その際には、とりわけ、各国における多様な相続代替制度を包括的に分析し、相続・遺言との機能的類似性という観点から類型化すること、及び、相続税法におけるみなし相続財産の考え方との方法論的異同をも参考にしつつ、準拠法選択における性質決定の従来の方法論を再検討し、その有効性と問題点を明らかにすること、が目指された。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、各国における様々な相続代替制度の国際的な利用を巡る法的問題につき、適切な準拠法選択のあり方を示すことを目的とするものであった。研究対象は、2 つの局面に大別された。まず、各国における相続代替制度を包括的且つ正確に把握しなければならない(第 1 フェーズ)。次に、これらの相続代替制度を抵触法的観点から類型化し、それぞれの類型に相応しい準拠法選択のあり方を模索せねばならない(第 2 フェーズ)。以下、

(2) まず、各国の相続代替制度を調査した。次に、租税法と対比しながら準拠法選択についての提言を作成し、内外の研究者・実務家との意見交換を行うと共に、抵触法・租税法に関する内外の研究会において中間成果を公表し、評価と批判を仰いだ。以上を踏まえた上で、最後に、少人数によるワークショップを開催して国内研究者からフィードバックを得た上で、国際シンポジウムを開催し、内外研究者の前で共同報告を行った。上記ワークショップとシンポジウムの成果を踏まえ、最終成果物として、相続代替制度に関する成果を共同で執筆し、名古屋大学法政論集に公表した。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果は〔雑誌論文〕の通りである。ここでは、その要旨を示す。

本研究では、相続代替制度 (succession substitutes: 死亡者が、死亡時に相続以外の方法により、指定された受益者に対し又はその者のために、自らが所有または実質的に所有する財産を移転するか又は財産についての権利乃至利益を創出することを企図して行う法律行為) の法規問題を包括的に検討した。先ず、民法の観点から、フランス法と対比しつつ、日本における相続代替制度としてどのようなものが考えられるか、また、それに対して相続法の制約がどのように及ぶか、という点について検討した。次に、抵触法の観点から、相続代替制度に関する適切な準拠法選択等のあり方につき、総論として、性質決定と連結政策について、また、各論として、信託を手掛かりに、相続代替制度の準拠法と相続準拠法との適用関係について、夫々検討を行った。最後に、租税法の観点から、当事者自治と税制の中立性の観点から相続代替制度の課税上の取扱いを考察した。

(2) 民法の観点からは、日本における相続代替制度としてどのようなものが考えられるか、それに対して相続法上の制約がどのように及ぶかを考察した。日本の相続法は、人格承継を前提としており、遺留分制度を有し、遺言検認裁判所での手続は不要であるなどの点で英米法圏の相続法とは異なっており、大陸法圏の相続法との共通点が多い。撤回可能信託などの相続代替・遺言代替手法は英米法圏で発展してきたが、大陸法圏ではどのような展開が見られるのかを参照することは、日本での相続代替とその制約を考察するにあたって、意義があると思われる。そこで、相続法上の制約を伝統的に多く有しており、かつ日本の相続法に大きな影響を与えたフランス法に着目し、どのような相続代替の手法が存在しているか、それに対して相続法上の制約がどのように及ぶかを分析した。そのフランスの状況を踏まえた上で、日本における相続代替の可能性と限界を考察した。

フランスにおいては一定の相続代替的な契約が可能であるが、契約類型により、射幸性がない場合、夫婦共通でない子が存在する場合、保険料が過大な場合といった制約が加えられ、相続人間の平等、遺留分権利者の利益、債権者の利益が考慮されている。加えて、相続・恵与法内でも、とりわけ2006年6月23日の法律以降、段階的恵与及び残余財産恵与(民法典1048~1061条)など比較的多様な処分が可能とされていることを無視することはできない。ただし、このような処分が可能とされる趣旨は、家族のために財産を処分すること、及び子らへの財産の移転を早めて行うことの奨励であり、無制限に処分自由を認めているわけではない。相続法内外で、処分自由と関係者の保護とのバランスが図られている。

日本法上は、相続代替制度としては遺言代用信託、生命保険契約、夫婦財産契約等が考えられるが、持戻し、遺留分、無効となる可能性のそれぞれにおいて一定の制約がある。

(3) 抵触法における総論的検討としては、先ず日本における議論を確認し、次に、海外での議論として、近時この問題について包括的に扱った Jeffrey Talpis と Esther Bendelac、さらに Pierre Carré の見解について分析した。その上で、新たなルール設定の必要性の有無を中心に検討を行い、さらに、相続準拠法への当事者自治の導入の適否についても考察した。

日本における議論においては、ある権利が相続の客体となり得るか否かを契約準拠法に依らしめる裁判例や相続財産の構成に関する個別財産準拠法説(さらには配分的適用説の一部)からは、被相続人による海外の相続代替制度の利用が尊重される結論が導かれるのに対し、相続財産の構成の問題を基本的に相続準拠法の問題と看做す見解においては、相続準拠法が相続代替制度を許容する国を指定しない限り、被相続人による相続代替制度の利用は否定される結果になることが見て取れた。これらの議論においては、相続代替制度の特徴(資産特定の点、設定者が受益者を自由に決定出来る点、対象財産が相続法の射程から除外される点)が準拠法選択の段階では特に考慮されず、「相続財産の構成」という一般的な問題の中に解消している。

海外の議論においては、選択肢の数は異なるものの限定的な当事者自治原則が導入されており、また、設定者による相続代替制度の利用をなるべく尊重しようとする姿勢において共通点が見出される。だが、とりわけ相続準拠法をどの程度考慮するかという点で、相違も見られた。

相続代替制度に関する新たな準拠法選択規則の導入を提唱する海外の議論を踏まえれば、そのような導入の可能性については議論する余地がある。だが、相続代替制度が当該法秩序における相続法と密接に結び付いている点からすれば、相続準拠法の送致範囲に含めるのが適当であると思われること、から、導入の必要性はない。また、相続準拠法自体についても、当事者自治の導入が、ある法秩序において、複数の家族モデルが恒常的に併存する状況を齎すものであり、法秩序の一体性を動揺させるものであることからすれば、当事者自治の導入ではなく本国法主義に対する例外条項の導入等により対処すべきであること、というのがここでの結論である。

(4) 抵触法における各論的検討としては、信託を手掛かりに、信託条約および相続規則における信託準拠法と相続準拠法の適用関係を分析しつつ、相続代替制度の準拠法と相続準拠法との適用関係について考察した。

日本において、米国型の撤回可能信託が外国法に基づき(委託者の生前に)設定された場合、

この信託の設定および効力に関して信託準拠法によることは明らかであろう(通則法7条)。では、この信託により委託者の死亡時に最終的な受益者に財産承継されることを抵触法上どのようにみるべきか。これは、委託者から受益者への直接的な財産承継ではなく、受託者を介在させた財産承継であるとみれば、まさに信託の特徴的な機能である。しかし、他方で、委託者の死亡を原因として委託者の財産であったものが受益者に承継されているとみることもでき、それを意図してなされるのが通常であろう。このように信託の効果あるいは相続のどちらにも該当し得る場合、どちらを優先させるべきであろうか。

ここでは、相続との性質決定が支持される。通則法36条にいう「相続」とは、世代を超えた財産的権利ないしは身分的地位の承継一般を包摂するもの、死者の財産または身分の近親者等一定の人的関係にある者への承継一般を意味するものと説明される。つまり、死亡による財産承継のために特化して通則法に設けられた規定が通則法36条である。相続代替制度を利用する目的は、相続法の規律または相続とみなされることで本来適用されるべき規律の回避であり、それにより実現されるのはまさに死亡を原因とする財産承継である。法律行為の準拠法である通則法7条により定まる信託準拠法を相続準拠法よりも優先させることを、信託がなおも普遍的な制度でない状況を考慮すればなおのこと、正当化する根拠は見だし難い。

したがって、相続準拠法が信託制度を有し、信託準拠法上も有効に信託が成立している場合には、信託財産は相続財産とはならず、信託はその機能を発揮することができよう。その場合には、相続準拠法が介入できるのは、そういった財産処分が持戻し対象となるか、みなし相続財産の対象となるか、遺留分を主張できるかといった場面に限られることになる。これに対して、相続準拠法に信託制度がない場合において、相続人が信託財産とされる財産についても相続財産であると主張したときは、いわゆる「相続財産の構成」の問題として相続準拠法と個別財産準拠法の適用関係をどう解するかの問題となる。

遺言で信託が設定される場合には、遺言という意思表示自体の問題は遺言準拠法(通則法37条)によるが、遺言の実質的内容をなす信託に関しては(それを遺言ですることの許容性についても)信託準拠法による。ただここでも、死亡を原因とした財産承継のために信託が用いられていることから、相続準拠法が介入することになる。それについては生前信託の場合と同様である。

(5) 租税法の観点からは、各国の相続法が予定した法定相続や遺言といったメカニズムの外側で、「相続代替制度」を用いた財産承継が行われることは、税制との関係で何らかの問題を惹起するか、仮にそうだとすれば、それは他の法分野における「相続代替制度」の評価に影響を与えるか、という点が検討された。

日本の租税法は、(国内・外国を問わず)相続代替制度を相続税制の対象に取り込み、典型的な財産承継と同等の課税を確保する仕組みを既に有する。従って、相続代替制度の積極的承認は(相続法秩序との関係はともかく)租税法との関係では大きな問題を生じない、と言えそうである。もちろん、何らかの相続代替制度が、財産承継の実質としては典型的な財産承継(相続等)とは差がないのに、相続税制の不備によって課税だけを免れるという事態は看過しがたい。仮に既存の規定では対応できない新たな相続代替制度が現れた場合には、早急な立法的対応が必要であろう。

むしろ我々が検討すべきは、「典型的な財産承継に対する課税」が、様々な相続代替制度に対する課税のベースラインとして常に妥当であるのか、という問題である。現行の民事信託税制のように、相続代替制度(信託)と相続の間の、財産承継方法の実質における差異を十分に顧慮しない課税がなされる場合には、当事者の財産処分における自己決定を課税が阻害する。典型的な財産承継に対する課税と同等の課税をあえて及ぼすことが、課税の中立性の観点から正当化しうるとは限らず、むしろ当事者の選択を歪める(課税の中立性を欠く)ものと評価する余地もあるように思われる。

他方で、「典型的な財産承継に対する課税」が非典型的な財産承継に対する課税よりも有利に扱われる場面も少なくない。このような場合に、「典型的な財産承継」を利用できない当事者の自助としての相続代替制度の利用について、租税政策としてこれを積極的に阻害すべき理由があるか、再検討の余地があると思われる。むしろ、相続代替制度の利用拡大は、既存の相続法秩序が時代に適合しなくなっていることを示唆するシグナルとして一定の意義を見出しうるかもしれない。かかる再検討の作業は、民法、抵触法の検討とも歩調を合わせる必要があるが、少なくとも租税法の観点からは、基本的には当事者の選択に対して中立的なスタンスを維持し、当事者が財産承継によって得た経済的状況に即して課税関係を考えればよいのではないかと思われる。無論、「租税法は既存の相続法秩序を擁護すべきである」という積極的な政策判断に立脚している(ないしそうすべきだ)というのであれば、(賛否はさておき)一応の筋は通る。しかし既存の税制をその観点から正当化する作業は、未だ十分になされているとは言えない。

外国の相続代替制度についても、租税法の観点からは、それ自体として特に有利にも不利にも扱う理由はない。特に、外国相続法を準拠法とする法律関係において外国の相続代替制度が用いられている場合には、可能な限りその法律関係の実態に即した課税を行うことが、課税の公平および中立性の両面から求められる。このような方針は、相続準拠法について本国法主義への柔軟化の導入の可能性を模索する本研究の考え方とも整合的であると考えられる。

(6) 本研究の成果は、相続代替制度に関する我が国初めての本格的検討として注目されており、既に他の抵触法研究者により言及がなされている(木棚照一『逐条解説 国際家族法』(日本加除出版・2017年)529頁)。また、2019年9月、フランス・ナントにおいて行われる国際シンポジウムにおいて、相続代替制度に関し日仏で意見交換をするため、研究代表者を含めた3名がフランスから招聘を受けている。今後は、これまでの研究成果に関する内外の反響を踏まえつつ、さらに理論的・実務的検討を個別に進めて行くこととしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計15件)

- 大島梨沙=林貴美=藤谷武史=横溝大、相続代替制度に関する法的考察 民法・抵触法・租税法の観点から、名古屋大学法政論集、査読無、281号、2019、1-62
DOI: 10.18999/nujlp.281.1
- シャルル=エドゥアール・ビュシェ(著)・大島梨沙(訳)、家族法の脱裁判化、法政理論、査読無、51巻3・4号、2019、56-69
- 藤谷武史、必要経費の意義と範囲、日税研論集、74号、査読無、2018、159-188
- 林貴美、国際信託と相続準拠法、同志社法学、査読有、396号、2018、517-542
- 横溝大、抵触法における準拠法選択と外国国家行為承認との関係について、国際法外交雑誌、査読有、116巻1号、2017、26-53
- 大島梨沙、多数当事者の債権債務関係(特別企画 日仏債権法の現在)、論究ジュリスト、査読無、22号、2017、204-207
- 大島梨沙、「パートナーシップ証書発行」から考える共同生活と法(特集 LGBTと法)、法学セミナー、査読無、62巻10号、2017、46-50
- 藤谷武史、外国法上の相続代替制度に対する日本租税法の適用、論究ジュリスト、査読無、22号、2017、235-239
- 藤谷武史、公益信託税制の現状と課題、信託、査読無、271号、2017、42-73
- 横溝大、相続代替制度の国際的側面に関する抵触法的考察、社会科学研究、査読無、68巻2号、2017、47-64
- 藤谷武史、家族内財産承継の租税法的把握をめぐる問題 非典型財産承継の局面を中心に、社会科学研究、査読無、68巻2号、2017、65-102
- ジャック・コンブレ(著)・小柳春一郎=大島梨沙(共訳)、フランスの離婚手続と公証人: 裁判官なしの離婚の導入を踏まえて、ノモス、40号、2017、1-18
- 林貴美、夫婦がハワイ州で開設したジョイント・アカウント預金の相続財産性、民事判例、査読無、12号、2016、114-117
- 藤谷武史、家族と税制 政府税調「論点整理」を手がかりに、ジュリスト、査読無、1493号、2016、32-37
- 大島梨沙、フランス 「すべての者のための婚姻」と残された不平等(小特集 同性婚の比較研究)、法律時報、査読無、1098号、2016、65-68

〔学会発表〕(計11件)

- 横溝大、相続法改正の涉外的側面、日本司法書士連合会主催『在留外国人の相続に関する研修会』(招待講演) 2019
- 大島梨沙、相続代替としての機能を有する契約の可能性と限界 フランス法との比較から、同志社大学国際取引・国際法務研究センター(RECITAL)主催シンポジウム「国際私法における現代的課題」(国際学会) 2018
- 横溝大、相続代替制度に関する抵触法的考察 総論的検討、同志社大学国際取引・国際法務研究センター(RECITAL)主催シンポジウム「国際私法における現代的課題」(国際学会) 2018
- 林貴美、相続代替制度に関する抵触法的考察 各論的検討、同志社大学国際取引・国際法務研究センター(RECITAL)主催シンポジウム「国際私法における現代的課題」(国際学会) 2018
- 藤谷武史、当事者自治と税制の中立性?、同志社大学国際取引・国際法務研究センター(RECITAL)主催シンポジウム「国際私法における現代的課題」(国際学会) 2018
- FUJITANI Takeshi, Donnees et chiffres des finances publiques : A Comparative Observation from Japan, Colloque de la premiere Universite d'ete de la Societe Francaise de Finances Publiques (SFFP) Donnees et chiffres des finances publiques (国際学会) 2018
- YOKOMIZO Dai, Public Policy (Ordre Public) in Japanese Conflict of Laws, FRIAS IAR Nagoya Research Project "Social Governance by Law" Symposium (国際学会) 2017
- 大島梨沙、Le role de la famille dans l'accueil des personnes agees au Japon (日本での高齢者受入れにおける家族の役割) 2018、Nihon-Europa プログラム主催シンポジウム(国際学会)

藤谷武史、公益の実現における公益信託の意義、第42回信託法学会総会(招待講演) 2017
YOKOMIZO Dai, Japanese family law under the lenses of international law, Conference
“ Il Diritto di Famiglia Giapponese: Storia, Problemi Attuali e Prospettive Future ”
(国際学会、招待講演) 2016
大島梨沙、フランスにおけるカップル関係制度と法制度選択、比較家族史学会、2016

〔図書〕(計9件)

FUJITANI Takeshi 他、Mare & Martin、Les finances publiques autour du Pacifique、
2019、314
藤谷武史 他、トラスト未来フォーラム、金融取引と課税5、2018、168
藤谷武史 他、有斐閣、租税法と民法、2018、624
YOKOMIZO Dai 他、Mohr Siebeck、Realization of Substantive Law through Legal
Proceedings、2017、117
大島梨沙 他、日本経済評論社、家族研究の最前線 出会いと結婚、2017、367
藤谷武史 他、弘文堂、信託法制の新時代 信託の現代的展開と将来展望、2017、416
大島梨沙 他、日本加除出版、同性パートナーシップ制度 世界の動向・日本の自治体にお
ける導入の実際と展望、2016、284
大島梨沙 他、緑風出版、パートナーシップ・生活と制度〔結婚、事実婚、同性婚〕(増補
改訂版) 2016、249
OSHIMA Lisa 他、LGDJ、Droit du Japon、2016、106

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：林貴美

ローマ字氏名：HAYASHI Takami

所属研究機関名：同志社大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：10319460

研究分担者氏名：大島梨沙

ローマ字氏名：OSHIMA Lisa

所属研究機関名：新潟大学

部局名：人文社会・教育科学系

職名：准教授

研究者番号(8桁)：20580004

研究分担者氏名：藤谷武史

ローマ字氏名：FUJITANI Takeshi

所属研究機関名：東京大学

部局名：社会科学研究所

職名：准教授

研究者番号(8桁)：90313056

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。